

資料13



新たな広域連携について

平成26年4月24日
総務省自治行政局市町村課

新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

地方圏

- ・ 「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

三大都市圏

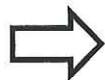
- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例・・・圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- ・ 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

※ 地方自治法改正案を今国会に提出

基礎自治体による行政サービス提供のあり方

地方圏

地方中枢拠点都市(圏)

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 地方中枢拠点都市の要件: ㉞政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定)、㉟昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

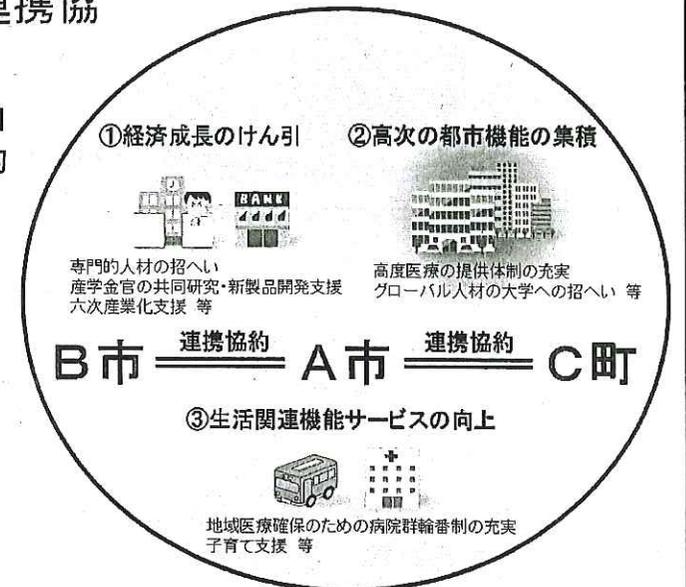
③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)。今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、地方財政措置の詳細について具体化。

※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。



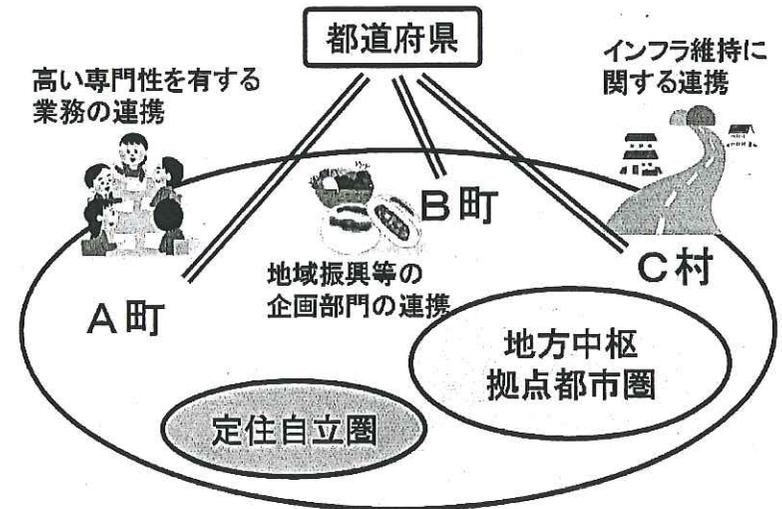
定住自立圏

- 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

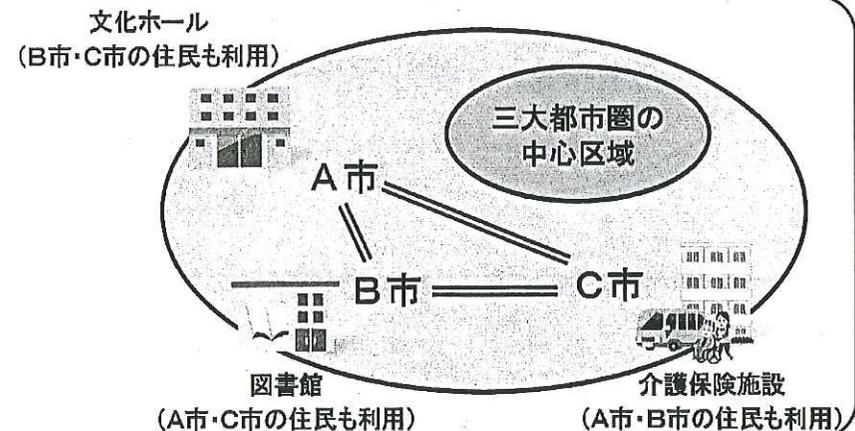
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- 専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等について、地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携があまり進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である公共施設や介護保険施設のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



新たな広域連携のモデル事業について

事業の概要

新たな広域連携の取組を推進するため、国が積極的に支援して先行的なモデルを構築。

- 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組
 - 産学金官連携による、圏域全体の経済成長をけん引するための成長戦略の策定
 - 圏域全体としての観光を担うワンストップ専門組織の設立
 - 産業クラスター形成のため、近隣地方自治体との広域連携の強化 等

- 条件不利地域における都道府県による補完の取組
 - 高齢者・障害者福祉、消費生活相談など高い専門性を要する業務の補完
 - 道路・橋りょうの維持、河川管理など地域のインフラの維持の支援
 - 人口維持のための産業振興や集落維持など企画部門の立案支援 等

- 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組
 - 公共施設や介護保険施設のあり方等について、近隣の市町村が連携して検討することを契機として、三大都市圏における広域連携の取組を推進 等

平成26年度予定額

- 約1.3億円(委託調査、事務費等)

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くこととする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

- ・ 1 は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4 は平成27年4月1日、3 は公布日から6月以内で政令で定める日

